

## 規則等の案の概要

### 1 規則等の案の題名

静岡県産業廃棄物処理業等許可に関する審査基準の一部改正について（案）

### 2 規則等を定める根拠となる法令の条項

規則等を定める根拠となる法令の規定はありません。

### 3 改正の趣旨

この基準は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律の規定に基づく産業廃棄物処理業及び特別管理産業廃棄物処理業の許可並びに産業廃棄物処理施設設置許可等について、必要な基準を定めたものですが、申請者の能力に係る基準のうち、ポリ塩化ビフェニル（PCB）廃棄物の収集又は運搬業務に直接従事する者についての定義が不明確であったため、環境省の「PCB廃棄物収集・運搬ガイドライン（H23年8月改訂）」の安全管理の体制の記載に合わせて直接従事する者を具体的に示します。◇参考資料3参照

### 4 規則等の案の内容（改正の内容）

本審査基準中、3（1）ウに規定するポリ塩化ビフェニル（PCB）廃棄物の収集又は運搬業務に直接従事する者について、安全管理責任者、運行管理者、運転手及び作業員を含むこととします。

### 5 規則等を施行する時期（予定）

平成31年4月1日